

一般社団法人日本膜学会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本膜学会と称し、英文では The Membrane Society of Japan と表示する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、膜に関する学術と科学技術の振興及び普及を通して社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会、講演会、国際シンポジウム、見学会等の開催に関する事業
- (2) 会誌の発行に関する事業
- (3) 本分野に関する国内外の学協会との交流に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 維持会員及び特別維持会員
維持会員 この法人の目的に賛同しその遂行に協力する法人
特別維持会員 この法人の目的に賛同しその遂行を援助する法人
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生
- (4) 名誉会員この法人に対して功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

2 前項の個人会員及び法人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」とする。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者（名誉会員を除く。）は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退 会)

第8条 会員は、所定の退会届を提出することにより、いつでも任意に退会を申し出ることができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 個人会員、学生会員又は名誉会員にあっては当該会員が死亡したとき。
- (4) 法人会員にあっては当該会員が解散したとき。

第4章 社員総会

(構 成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会費規程の改廃
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、個人会員1名につき1個、法人会員1法人につき1個とする。

(決 議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き総社員の議決権の5分の1以上を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第18条 社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面として委任状をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに行わなければならない。

3 第1項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が指名した出席理事2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする。
 - 3 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
 - 4 第2項の副会長をもって一般社団法人法上の業務執行理事とする。

(役員選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3等親内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員

総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる

(責任の一部免除又は限定)

- 第27条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低賠償責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく、賠償責任の限度額は、法令の定める最低賠償責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第28条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定および解職

(招集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第34条 理事会は担当する会務の遂行に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会の設置および委員長の選任は理事会において決議する。

3 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第8章 事務局

(設置等)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更する事が出来る。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附則

(最初の事業年度)

第1条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から2021年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第2条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所氏名

後藤雅宏

山口猛央

(設立時役員)

第3条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 岡村恵美子

設立時理事 川勝 孝博

設立時理事 川上 浩良

設立時理事 後藤 雅宏

設立時理事 斎藤 博幸

設立時理事 都留 稔了

設立時理事 中塚 修志

設立時理事 中野 実

設立時理事 野村 幹弘

設立時理事 比嘉 充

設立時理事 松方 正彦

設立時理事 松山 秀人

設立時理事 宮田 隆志

設立時理事 山口 猛央

設立時代表理事 後藤 雅宏

設立時監事 高野 幹久

設立時監事 中尾 真一

(設立時の主たる事務所)

第4条 この法人の設立時の主たる事務所は、次のとおりである。

東京都文京区本郷5丁目26番5号

(法令の準拠)

第5条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従うものとする。

2020年3月16日認証